

平成17年度予算施策の成果目標の達成状況

(平成17年度実施後)

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
1	次世代バックボーンに関する研究開発	世界最先端のIT国家の実現に向け、将来的なトラヒックの急増等に対応し、高信頼、高品質なネットワークインフラを実現するために必要な技術開発・実証実験を行い、国民の多くが高品質・高信頼なインターネットサービスを楽しむことができるインターネット環境を実現する。	成果目標を達成するため、電気通信事業者、電気通信設備製造事業者等の研究機関の参加を得て、次の技術に関する研究開発・実証実験を実施する。 ・分散型バックボーン構築技術 ・複数事業者間の品質保証技術 ・異常トラヒックの検出・制御技術	平成17年度においては、分散型次世代バックボーンの形態に移行するに当たって必要となる分散型バックボーン構築技術及び複数事業者間においてトラフィック情報を交換する技術、大規模・高速ネットワークにおける異常トラフィックの検出・制御技術に関する基本技術の設計・試作等を実施した。
2	ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する研究開発	ユビキタスセンサーネットワーク実現のため次の各要素技術を確立する。 ・ユビキタスセンサーノード技術 ・センサーネットワーク制御・管理技術 ・リアルタイム大容量データ処理・管理技術	ユビキタスセンサーネットワークの実現に必要な各要素技術について研究開発を行う。研究開発の遂行に当たっては、年度毎に継続評価等を実施し、その結果を反映させる。	目標としている3つの要素技術に関して、基本設計を終了。また、得られた成果を元に実証実験を実施し、成果を得た。
3	ネットワーク・ヒューマン・インターフェースの総合的な研究開発	ネットワーク・ヒューマン・インターフェースの実現に必要な次の技術を確立する。 ・携帯電話等を用いた多言語の自動翻訳システム ・映像が生体に与える悪影響を防止する技術 (以上、2005年度までに確立) ・ユビキタスネットワーク技術とロボット技術が融合したネットワークロボット技術 (2008年度までに確立)	利用者が複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが安心して安全に情報通信を利用できる環境を実現するための基盤技術について研究開発を行う。	・自動翻訳システムについては、音声認識技術、自動翻訳技術及び音声合成技術を確立し、旅行会話においては、ある程度の雑音下でも自然な話しことばの多言語(日英、日中)音声翻訳が可能となった。 ・生体影響防止技術については、定量的に生体への影響を解析・評価するシステムや、ヒューマン・インターフェースを考慮した安全な映像表示システム等の要素技術を確立した。 ・ネットワークロボット技術については、ほぼ中間目標の機能について達成しており、今後、実証実験及び成果確認を行いながら、基盤技術の確立に向けた研究開発を実施する。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
4	地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業	教育・医療・防災等の公共分野において、地上デジタル放送の高度な利活用を推進し、具体的な利便性を国民・視聴者に提示することを通じて地上デジタル放送の全国的普及の加速を図り、平成23年の地上デジタル放送への完全移行を確実に実現	教育・医療・防災等の公共分野において、地上デジタル放送の高度な利活用を促進し、デジタル化によって初めて実現可能となる高度なサービスを具体的に提示することで、国民・視聴者の地上デジタル放送に対する認知・理解を向上させるとともに、新たな需要を喚起し、地上デジタル放送の全国的普及を加速する。その際、構築したシステムの機能・効果についての実証実験を全国各地で実施し、通信インフラを含めた様々な伝送手段について、各々の長短、実現可能性等を比較・検証する。	平成23年の地上デジタル放送への完全移行の確実な実現に向け、教育・医療・防災等の公共分野において地上デジタル放送の高度な利活用を促進するため、実証実験を含む5件の調査研究を実施し、実用化のための方策・課題等について検討を行った。
5	21世紀デジタル放送社会に向けた総合的な環境整備の推進	地上放送のデジタル化への円滑な移行を推進し、デジタルテレビジョン放送の早期の普及を図ることにより、国民が高精細度放送を中心とするデジタル技術の特性を生かしたサービスを楽しむことができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・地上放送のデジタル化に関する周知・広報体制の強化など国民・視聴者に対するきめこまやかな情報提供の推進 ・地上放送のデジタル化に関する国民・視聴者対応体制の整備 	<p>総務省で実施している浸透度調査によると、地上アナログテレビ放送停波の時期について正しく認知している人は、平成17年3月時点では9.2%であったが、平成18年3月時点では32.1%となっている。</p> <p>また、今後免許申請が想定される様々な放送環境のタイプ毎の伝搬特性を把握することで、適切に審査を行い平成17年11月までに同放送の親局の全てに予備免許を付与し、平成18年末までに全ての都道府県で地上デジタル放送が開始される予定。</p>

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
6	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル・ディバイドの是正 ・ケーブルテレビの高度化 ・地域公共ネットワークの整備 ・デジタル化への対応状況 	<p>自主放送の実施による地域に密着した映像情報や双方向機能を活用したインターネット接続サービス等を提供し、放送のデジタル化の推進等次世代情報通信基盤の整備に資するケーブルテレビ施設を整備する際に、所要経費の一部を補助する。</p>	<p>成果目標の達成度合いとして、1. ケーブルテレビ施設の幹線の光化率、2. ケーブルインターネット接続サービスの利用、3. 地域公共ネットワークの全国整備率、4. ケーブルテレビのデジタル化率について評価し、以下のとおり成果が出ているものと認められる。</p> <p>1. ケーブルテレビ施設の幹線の光化率は平成16年度末の30.1%から平成17年度末には32%と着実に伸びている。</p> <p>2. ケーブルインターネットの加入世帯数は、平成16年12月の287.3万世帯から平成17年12月には332.6万世帯と着実に伸びている。</p> <p>3. ケーブルテレビの地上デジタル放送視聴可能世帯数は2010年までに2300万世帯を目標としているが、平成16年度末の1060万世帯から平成17年度末には1250万世帯と着実に伸びている。</p>

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
7	国際情報通信ハブ形成のための高度IT共同実験	我が国における国際情報通信ハブの形成が促進されることにより、我が国のISPの国際的地位の向上が図られ、より安価な料金でインターネット接続ができるようにする。 また、国際共同研究の実施を通じて、我が国の情報通信技術のアジア地域における標準化を推進し、もって、我が国の情報通信分野のアジア市場への進出を促進し、産業界の活性化につながる。さらに、アジア域内の情報流通の促進、アジアからの情報発信の強化が図られる。	研究開発等参加機関の拡充、研究開発の進捗管理	我が国の国際情報通信ハブ形成促進のため、国際IX形成のための基盤的技術の研究開発として、国際間における情報量の増加に対応可能とするための国際IXの高速大容量化及び経路制御の高度化の開発・検証及び効果的な機器運用と耐障害性向上のための国際IX間の連携運用システムの開発・検証を実施した。また、アジア域内の情報流通促進・共有化のための国際共同研究として確実・完全なコンテンツ配信等のための国際間における電子商取引に関する基盤整備、ネットワーク機能を利用した多言語対応翻訳の機能向上に関する基盤整備を実施し、アジア地域における情報化の推進に貢献した。さらに、平成17年度から対象国を追加し、高精細医療画像伝送技術を活用した遠隔医療の研究開発、IPv6技術等を活用した遠隔教育システムの研究開発を開始し、一層の強化を図った。
8	アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発	国際的に高度な利便性及び安全性を有する通信プラットフォームの確立を図る。	各国のセキュリティの確保及びプライバシーの保護等に関する考え方やネットワーク利用環境の多様性等を踏まえて、幅広い利用分野を視野にいたした上で、アジア諸国と協力して研究開発を実施する。	国際的な通信プラットフォームの実現に向け、3か年計画の初年度として、当初計画どおり、情報配信高速化技術及び多国間認証技術の基礎設計・基礎実験等を実施した。
9	次世代インターネットにおけるネットワーク・アーキテクチャに関する研究開発	次世代インターネットにおけるネットワーク・アーキテクチャに関し、世界に先駆けて我が国が取り組むことにより、e-Japan重点計画が掲げる「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」に寄与する。	研究成果の学会等での発表、インターネット標準化団体(IETF)等における標準化活動への寄与(提案文書の作成等)	次世代インターネットにおけるネットワーク・アーキテクチャに関し、回線に障害が生じても支障のない通信が可能なネットワーク・アーキテクチャの検討及び実証実験を行い、ネットワークの計測情報を活用した経路制御手法の有効性を検証した。また、IETFに提案文書を提出し、次世代インターネットに関する標準化活動に寄与した。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
10	高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発	平成18年度までに安全な通信技術や認証技術など高度なセキュリティ機能を有するネットワーク実現のための基盤技術を開発し、安心なネットワーク利用やサービス提供を実現するための基盤技術の開発を行う。	平成17年度においては、平成16年度から実施している、ネットワーク仲介型認証技術、リアルタイム適応アクセス技術、通信コーディネーション技術の研究開発に加え、認証基盤における個人情報保護のための技術等の研究開発を行うことにより、高度ネットワーク認証基盤を実現するための技術的課題を解決する。	外部有識者により構成される評価会において、平成17年度の目標は達成されたとの評価を受け、左記成果目標を達成すべく、平成18年度も引き続き研究開発を実施する。
11	次世代型映像コンテンツ制作・流通支援技術の研究開発	次世代型映像コンテンツのネットワーク編集・流通に必要な次の技術を、2007年度までに確立する。 ・ネットワーク分散協調型映像編集・制作技術 ・超高速・多地点ストリーム配信技術	臨場感あふれる超高精細映像(次世代型映像コンテンツ)について、ネットワークを活用してセキュアかつ効率的・効果的に編集・配信等を行うための基盤技術について研究開発を行う。	3ヶ年計画の一年目として、当初計画のとおりに基本設計及び試作(一部基本実験)を完了した。
12	ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証	ユビキタスネットワーク時代に対応した安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤の整備を図る。	コンテンツの利用の高い自由度・利便性を確保しつつ、あらゆる利用過程においてコンテンツに係る権利の適切な保護の実現を図る。	平成17年度はコンテンツの生成、コンテンツの伝送、RMPIによるコンテンツの視聴制御等に係る基礎的な開発・実証を実施。
13	「コンテンツ安心マーク」(仮称)制度の創設の推進	サイトの安全性について利用者の容易かつ的確な判断を可能とするマーク制度の検討等の結果を広く普及することにより、これを活用した民間における自主的な取組を推進し、インターネット上における違法・有害な情報に起因する事件・犯罪の防止及びインターネットを通じたサービスの信頼性の向上を図る。	本施策の成果を周知し、「コンテンツ安心マーク」(仮称)の認知度を高めることにより、「コンテンツ安心マーク」(仮称)の付与数の増加を図る。	民間における自主的な取組みに資するため、マーク制度に係る運用システムの開発・実証を実施。
14	高度情報通信人材育成プログラムに関する調査・開発	高度情報通信人材の育成方策の確立	国が高度なレベルの情報通信人材育成のための体系的・実践的な研修プログラムの開発・普及を行う。	ICT分野のプロジェクトマネージャを育成するため、必要とされる知識やスキルを明らかにするとともに、実践的な研修プログラムとして、PBL(Project Based Learning)教材を開発した。高等教育機関や研修事業者等における利用を促すため、周知活動を実施中。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
15	ユビキタスラーニング基盤の開発・実証	ユビキタスラーニングサービスの提供基盤の整備	関係事業者の参画の下ユビキタスラーニング基盤技術の開発・実証を実施する。	携帯電話事業者や教育関係事業者等から成るユビキタスラーニング推進協議会と連携することにより、携帯電話とPCを連携させ、いつでも、どこでもeラーニングが提供できる基盤技術の一部を開発し、実験環境下で実証を行った。
16	地域イントラネット基盤施設整備事業	教育、福祉等の住民サービスの向上、行政の効率化、情報格差の是正、地域の活性化	地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等に所要経費の一部を補助する。	・実施事業数 30事業(うち連携事業 26事業)、また、実施した事業による接続施設数は1,676施設に上っており、多くの公共施設間が高速・超高速ネットワークで接続されたことで、住民サービスの向上、行政の効率化、情報格差の是正、地域の活性化に貢献した。 ・平成17年7月現在の地域公共ネットワークの全国整備率は71.6%と、平成16年7月時点の63.4%に比べ、着実に高まっている。
17	地域インターネット導入促進基盤整備事業	過疎地域等において公共情報の入手やインターネットを誰もが自由に利用できるようになることによる、地域住民の利便性の向上	地域住民にインターネットを活用した双方向の行政サービスを提供するため、公共施設にインターネットを導入する市町村に所要経費の一部を補助する。	・過疎地域等条件不利地域において6事業実施し、インターネットの導入により地域住民の利便性を向上した。
18	地域インターネット導入促進事業	過疎地等において公共情報の入手やインターネットを誰もが自由に利用できるようになることによる、地域住民の利便性の向上	地域公共ネットワークを活用して、利便性の高いシステムを構築するためのソフト開発等に取り組む市町村等に所要経費の一部を補助する。	・過疎地域等条件不利地域において22事業実施し、住民の利便性の高いシステムの構築を促進した。
19	地域情報交流基盤整備モデル事業	過疎地域等の条件不利地域において、光ファイバ網等の情報通信基盤を活用した総合的生活関連情報や産業文化情報を効果的・効率的に収集することによって、新たな連帯・連携意識の醸成、情報による地域交流の推進、地域資源を活用した新たな産業の振興及び地理的情報格差の是正	・地域情報交流拠点施設 当該事業の実施により、左記成果目標を達成するもの。 ・加入者系光ファイバ網設備 地理的情報格差の是正のため、本施策により地方公共団体が行う過疎地域等における加入者系光ファイバ網の整備を支援する。	1. 地域情報交流拠点施設 情報化世帯数 ○1,575世帯(新潟県上越市) 2. 加入者系光ファイバ網設備 超高速インターネットサービスが利用可能な市町村数 ○986市町村(平成18年3月末現在)

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
20	情報通信分野におけるバリアフリー環境整備に関する調査研究	地域における障害者のIT利用を総合的にサポートする体制のモデルの確立及び地方公共団体等のホームページや各種公共サービスにおけるアプリケーション等について評価方法・評価体制のモデルの確立	実態調査、有識者・関係者の参画による研究会の開催、研究会でのサポート体制モデル及び評価方法、評価体制モデルの検証	「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会」において地域における障害者のIT利用を総合的にサポートする体制のモデルについて検討・確立し、平成17年9月26日に報告書が公表された。また、「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」において、地方公共団体のホームページ等のアクセシビリティ確保について検討を進め、具体的なウェブアクセシビリティ維持・向上のための取組モデルを確立し、平成17年12月15日に報告書を公表した。
21	戦略的情報通信研究開発推進制度	<ul style="list-style-type: none"> 重点領域の活性化に寄与する専門性と世界を先導する独創性・新規性を兼ね備えた技術の創出 重点的に支援すべき研究主体の研究開発環境の向上。特に若手研究者による従来にないユニークな着想に基づいた独創的な研究成果の創出や、大学、民間企業等の研究活動の成果を結びつけた産学連携による新技術・新規事業の創出 地域の情報通信技術の向上とともに、地域経済の活性化に寄与 国際標準の獲得等、世界を先導する国際的科学技术活動による技術競争力確保 	プログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)を配置し、一元的管理・評価体制を整備する。	競争的研究資金の改革のための具体的方策については、プログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)による一元管理・評価体制を整備し、厳正な評価による競争環境の醸成が着実に図られ、研究開発の成果は、平成17年度に終了した研究開発課題45件の3年間における研究成果として、査読付き論文発表数が455件等確実に得られており、国際標準化の推進においては、42件の提案がある等国際標準規格の獲得に向け貢献があった。
22	ナノ技術を活用した超高機能ネットワーク技術の研究開発	次世代の高度情報通信ネットワークの構築に必要な次の要素技術を2008年度までに確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ナノ伝送技術 ・ナノ・ノード技術 ・ナノ・インターフェース技術 	ナノ技術を活用することで、従来の性能を飛躍的に上回る超高機能ネットワーク技術の研究開発を行う。	5ヶ年計画の2年目として、当初計画の通り設計及び基礎実験(一部試作・開発)を完了した。
23	準天頂衛星システムの研究開発	高精度な測位及び高品質な通信・放送サービスの提供を可能とする準天頂衛星システムの実現に必要な技術開発	準天頂衛星システムの研究に関する専門知識を有する独立行政法人情報通信研究機構に研究を委託し、衛星搭載用水素メーザ原子時計、衛星測位システム用基準時系管理部および高精度時刻管理部、衛星測位用通信システム等の研究開発を実施する。	本施策は、平成15年度から研究開発を行っており、最終的な成果目標の達成状況については、準天頂衛星を打ち上げて、実証実験等を実施した後、成果目標の達成度合いを事後的に評価することとしている。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
24	次世代GISの実用化に向けた情報通信技術の研究開発	モバイル端末でも利用可能な3次元GISの基盤技術を開発する。	委託したそれぞれの企業(電算機器メーカー、通信事業者、地図・測量事業者)が得意とする研究開発分野を担当し、かつ、うち一社を総括責任者として相互に連携をとった開発体制で実施。さらに、研究開発グループとは別に、有識者からなる次世代GIS研究開発委員会を設置。研究開発グループによる研究開発案・成果を提示し、評価・アドバイスを受けて、研究開発を行う。	平成15年度から17年度まで、モバイル端末でも利用可能な3次元GISの実現に必要な3次元GISデータ圧縮技術、空間データ適応管理技術及び空間データ配信技術の研究開発を実施し当初の研究開発目標を達成するとともに、特許出願数が18件に上るなど、着実な成果が見られた。また、当初の研究開発目標の達成度を検証するため、2004年度及び2005年度に実証実験を実施した。
25	独立行政法人情報通信研究機構の事業運営に必要な経費	独立行政法人通則法第十二条に基づく総務省独立行政法人評価委員会において、「独立行政法人情報通信研究機構が達成すべき業務運営に関する目標」及び「独立行政法人情報通信研究機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画」に示した内容について実施する。	中期目標、中期計画に基づいて行われた評価は総務省独立行政評価委員会の委員から評価を受け、中期目標の達成状況により法人に対して運営方法の改善等の通知等を実施	成果目標の達成状況については、総務省独立行政法人評価委員会において評価。
26	電気通信サービスに関する消費者行政の推進	国民が安心して電気通信サービスを利用できる環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信サービスモニターへのアンケートの実施 ・電気通信サービスモニター会議の開催 ・パンフレットやポスターを用いた周知啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信サービスの諸問題について、電気通信サービスモニターへアンケートを実施するなど、意見・要望等を収集・分析等を実施するとともに、関係各課等へ送付を行った。 ・電気通信サービスの利用に係るトラブルを防止するため、消費生活センター等にパンフレット等を配布し、電気通信サービスの利用に関する注意喚起を実施。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
27	電気通信事業における公正競争の推進	<p>・ネットワークのIP化の進展等により変化しつつある電気通信番号の役割について調査し、今後の番号政策の検討に資する。</p> <p>・新たな規制枠組みにおける競争促進策の実現を図る。</p>	<p>・固定電話サービスへの新規参入、IP電話の急激な拡大等、固定電話サービスを取り巻く環境が大きく変化しつつある中で、電気通信番号(電話番号)が不足する可能性が高まっており、サービス提供に必要な番号の確保が必要となっている。また、ネットワークのIP化の進展により、例えば固定電話の通話料金が距離に依存しなくなることにより、電気通信番号による市内・市外通話の識別ニーズが低下することが考えられるなど、電気通信番号に求められる役割についても見直しを行っていく必要がある。</p> <p>これらについて、今後の需要調査を行うとともに、固定電話番号の具体的なひっ迫対策を検討する。さらに、IP化が進展していく中で、固定電話番号の市外局番の在り方をはじめ、今後電気通信番号に求められる役割について検討を行う。</p> <p>・電気通信事業者間の公正な競争を通じて、利用者料金の低廉化やサービスの高度化・多様化を促し、電気通信サービスを利用する国民利用者にその利益を最大限還元していくために、急速な市場の変化に柔軟に対応し、電気通信事業における公正競争を促進するための環境整備を行う。</p>	<p>・従来の電話サービス概念を超えた新たなサービス形態も次々に提案されることが予想され、利用者のニーズや番号の果たす役割についても変化する可能性があることから、平成17年度には、外部調査機関に委託して調査研究を実施した。</p> <p>・電気通信事業の各市場(移動通信、インターネット接続、企業内ネットワーク等)における競争状況の分析・評価及び競争評価を的確に実施するための評価手法の調査研究等を実施し、電気通信市場におけるこれまでの政策の有効性や競争の進展に応じた適切な規制の枠組みの必要性等を検証した。</p>
28	電気通信行政情報システムの業務・システム最適化計画の策定	<p>業務・システムの最適化に向けた分析・体系作成等を行い、電気通信行政情報システム等に関する最適化計画を策定する。</p>	<p>平成17年度末までのできる限り早い時期に業務・システムの最適化計画を策定する。</p>	<p>電気通信行政関連業務における業務・システムの最適化計画案を策定し、総務省CIO補佐官の評価及び各府省CIO補佐官等連絡会議の助言を受け、国民に対する意見の募集をしたのち、平成18(2006)年3月27日、総務省行政情報化推進委員会において、当該最適化計画を決定した。</p>

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
29	衛星放送に関する調査研究等	<ul style="list-style-type: none"> ・有料衛星放送の効果的な普及、今後の衛星放送チャンネルの有効活用 ・BSデジタル放送の効果的な普及、今後のBSデジタル放送チャンネルの有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料衛星放送制度を取り巻く放送のデジタル化、通信のブロードバンド化、新しいサービスの登場を踏まえ、視聴者ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる環境整備のための検討のための調査を実施する。 ・現行のBSデジタル放送用衛星(BSAT-2a)が設計寿命を迎える平成23年からの新チャンネル利用を想定して、受信機の仕様の在り方等の問題、現在受信障害対策放送に使用されているチャンネルの調整の問題、BSAT-2a後継衛星の仕様等の在り方の問題、新4チャンネルの配分の在り方の問題、そして、予備衛星体制の在り方の問題について、今後の市場動向や技術動向を把握し、BS放送の新4チャンネルの利用に係る環境整備の検討のための調査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSデジタル放送加入件数は、平成16年度の約418万件から平成17年度は約447万件となっており、順調に増加しているところ。 ・東経110度を軌道位置とするCSに関し、通信用に割り当てられている左遷円偏波について電気通信役務利用放送法を適用することを内容とする省令改正を行い、CS放送の環境整備を行った。 ・BSデジタル放送受信可能世帯数は、平成16年度の約830万世帯から、平成17年度は約1,172万世帯となっており、順調に増加しているところ。 ・BS第9チャンネルについては、総務省において委託放送事業者の募集を行い、審査の結果、平成17年12月に新規高精細度テレビジョン放送事業者3社に認定を行い、認定を受けた3社は、平成18年12月1日より放送開始。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
30	電波の利用の促進及び高度化の推進に関する調査研究等	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用分野の拡大とニーズの多様化により周波数の需要がますます増加しているなか、将来にわたり安定した周波数供給、産・学・官連携による我が国の周波数資源開発の効率的な推進等を図る。 ・我が国の次世代ITS情報通信技術の国際展開及び国際的な相互運用性・相互接続性を有するITSの実現に資することにより、交通事故、環境問題等の諸課題の解決を図る。 ・非常時における防災機関などが保有する情報通信システムを相互接続・利用できる環境の整備を図る。 ・旧来からのアナログ音声通信が主体となっている海上通信システムにおいて、できる限り既存システムを有効活用してインターネット接続やIP電話等が可能となるようなシステムの導入・普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数資源の開発に関連する国際研究集会を開催し、海外との技術交流、情報収集及び周知を推進する。 ・諸外国におけるITSの展開状況、ITS情報通信技術の研究開発動向及び標準化動向等を調査し、我が国の次世代ITS情報通信技術の国際展開のための総合的な推進方策を検討する。 ・防災関係機関、国民への情報提供を行う。 ・学識経験者を始め、海上通信ユーザー団体、通信システム構築関係者、関係省庁等の海上通信システムに関係するコアメンバーが参画する研究会の開催並びに高度な専門知識を有する研究員への検討委託により集中的・効果的に実施することにより、成果目標達成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユビキタス社会時代の鍵となる『ワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けて』と題して、国内外から専門家を招き国際研究集会を開催。約250名の参加があった。 ・ITUにおいて我が国の提案したDSRC-ASL(Application Sub-Layer: 5.8GHzDSRCシステム上で複数のアプリケーションを実行可能とするアプリケーション・サブレイヤー)が平成17年6月にITU-R勧告として承認された。 ・「非常時における防災関係機関等が保有する情報通信システムの相互利用等に関する調査研究」を実施し、回線自動接続装置の要求仕様や、これを導入するための手順やチェック項目などのガイドラインをとりまとめ、関係機関に情報提供した。 ・学識経験者、海上通信ユーザー団体、通信システム構築関係者、関係省庁等を構成員とする「ユビキタス時代における海上通信の在り方に関する調査研究会」において、できる限り既存システムを有効活用してインターネット接続やIP電話等が可能となるような海上通信システムの技術的課題等について検討を実施中。
31	非常時における通信確保のための情報伝達ネットワークの構築及び維持運用	<p>災害等の非常時において国と電気通信事業者との間の連携が円滑に行われることによって、電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合でも、通信の迅速な復旧や必要とされる通信の確保を可能とする。</p>	<p>電気通信事業関係4団体等(社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、財団法人日本データ通信協会)を通じた電気通信事業者との連携体制の構築について協力を要請する。</p>	<p>平成17年度において、情報伝達ネットワークに関する最終仕様の確定とその実装を実施し、情報伝達ネットワークを構築した。</p> <p>同年度中に、電気通信事業者との協力のもと試験運用を開始し、災害等の非常時における国と電気通信事業者との間の連携の円滑化に貢献した。</p>
32	テレワーク・SOHOの推進のための施策の実施	<p>2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーを就業者人口の2割とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク実態調査の実施 ・テレワークガイドブックの作成 ・テレワーク推進フォーラムの開催 ・総務省におけるテレワークの本格実施 	<p>平成17年におけるテレワーカー率は10.4%に上昇しており、着実にテレワークの普及が進んでいる。</p> <p>(参考)平成14年 6.1%</p>

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
33	情報通信ネットワークのセキュリティ評価等に関する調査研究(ネットワークセキュリティ基盤技術の推進の名称変更)	インターネット等における情報セキュリティの飛躍的向上を図る。	情報セキュリティマネジメントにおけるリスク管理手法等について、国内外関係者から情報収集を行い内容の検討を行うとともに、情報通信ネットワークを介した本人認証にバイオメトリクス技術を用いるテレバイオメトリクス公開鍵暗号基盤手法の導入、モバイル端末間の通信におけるセキュリティポリシー等に関する調査検討を実施し、ITU等の国際標準化活動に寄与する。	情報セキュリティマネジメントにおけるリスク管理手法や、テレバイオメトリクス公開鍵暗号基盤手法に関する調査等を実施するとともに、その結果を踏まえて、日本からITUへ寄書を提出し、勧告の策定に向けて積極的に寄与した。
34	通信利用動向調査	世帯・事業所及び企業における電気通信・放送等のサービスの利用状況や企業における通信ネットワークの利用状況等についての調査を行うことにより、情報通信行政の施策の策定、評価の基礎資料を提供する。	統計調査の実施にあたり、世帯、事業所及び企業からの回答について、適切に回答のうえ、情報通信行政の施策の策定、評価の基礎資料として活用できるように、統計的分析を行った上で、報告書に掲載する。	平成17年末時点における世帯、事業所及び企業の通信利用動向について承認統計としての調査を行い、情報通信行政における活用及び国民による利用が可能となるよう統計的分析を行った報告書を作成し、公表した。
35	モバイルフィルタリング技術の研究開発	携帯電話等からのインターネット接続において、児童が安心してインターネットを利用できる環境を整えることにより、インターネット利用者層の拡大等を図るため、モバイルフィルタリング技術を確立する。	モバイルフィルタリング標準技術の仕様の勧告候補を策定するとともに、モバイルフィルタリング技術の確立に向けた研究開発を推進する。	携帯電話等からのインターネット接続において、児童が安心してインターネットを利用できる環境を整えるため、モバイルフィルタリング技術の研究開発を実施。
36	我が国社会経済の成長・発展に寄与するIT政策のための総合的な調査研究	ITの利活用意向・利活用阻害要因の分析、デジタル・ディバイドの実態把握、地域経済発展に向けたIT産業集積の状況・付加価値額等、世界最先端のIT国家であるためのITの利活用分野における諸外国との比較、IT利活用による雇用創出効果等を把握する。	総務省の既存統計資料の活用、情報通信分野に見識のあるシンクタンク等を活用することなどにより、個人・企業のIT利活用の状況、地域におけるIT産業の集積の状況・付加価値額等を把握する。	個人のIT利活用の進展、企業のIT活用と競争力の向上、我が国経済を牽引するITの役割等について調査分析を行った。成果については報告書を作成して公表する予定である。また、平成18年版白書にも調査・分析の一部を掲載している。
37	政府調達(公共事業を除く)手続の電子化に係る国際標準化に関する調査研究	政府調達(公共事業を除く)における電子入札手続の国際標準を策定する。	UN/CEFACTへの寄与文書の提出や同会合の主要ポストへの就任を通じて、我が国が中心となって国際標準化活動を推進する。	UN/CEFACT会合での、各国参加者との調整、所要の作業等を推進中。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
38	離島のブロードバンド化促進の調査研究	離島一本土間をブロードバンド化するために、導入しやすい無線システムの利用促進とその結果による離島のブロードバンド化の促進	調査研究成果の公表、地方公共団体等への周知・啓発。	・平成17年10月から12月、鹿児島県薩摩川内市に於いて実証実験を実施、成果については平成18年3月に報告書「離島のブロードバンド化促進に関する調査研究」を各関係機関に配布。今後予定される地域公共ネットワークの標準仕様策定の基礎資料とする予定。
39	タイムスタンプ・プラットフォーム技術の研究開発	タイムスタンプ・プラットフォーム実現のため、次の要素技術を確立する。 ・高精度時刻情報配信技術 ・高速・高信頼性時刻認証技術	「e-Japan重点計画-2004」において掲げられているように、情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に向けた総合的な研究開発・電子文書の長期保存のための基礎技術の研究開発として、タイムスタンプ・プラットフォーム技術の研究開発し、2005年度までに確立する。	要素技術の確立について計画どおりの成果が得られた。さらに、タイムスタンプ・プラットフォームのセキュリティ評価及び実証実験を実施し有意義な成果を得た。
40	国際電気通信連合分担金	国際連合憲章第28条に基づく連合員の義務として国際電気通信連合の経費を賄うための分担金を負担し、我が国の電気通信の国際間における接続運用、標準化等の発展を図り、周波数、衛星軌道位置等の便益を確保すると共に、この分野の国際協力を促進する。	平成14年(2002年)の全権委員会議の決定に基づき、平成18年(2006年)の分担金を負担する。	ITUでは、周波数の調整や次世代ネットワーク等の標準化活動を推進し、デジタルディバイドの解消等の取組みを着実に進めており、我が国の積極的な貢献は、この分野での国益の確保・国際協力の拡大につながっている。
41	アジア・太平洋電気通信共同体分担金	国際的デジタル・ディバイドの解消及び開発途上国における我が国の国際貢献	APT各種会合へ積極的に参加し、我が国のICT政策及び技術の発表等を通じて、各国における電気通信の規制緩和や技術の発展に貢献し、もって国際的デジタル・ディバイドの解消の達成を目指す。	APT政策規制フォーラム、APT開発フォーラム等の各種会合に積極的に参加し、我が国のICT政策お発表等を実施し、国際的デジタル・ディバイドの解消に貢献した。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
42	国際会議等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ITU関係会合を開催し、国際標準の作成に貢献する。 ・我が国で会合を開催し、WSIS第2フェーズに貢献する。 ・情報通信分野における日中韓3カ国の協力・連携の強化・推進を図るための情報・意見交換を行う枠組みの実現を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ITU関係会合を開催し、国際標準の審議に積極的に貢献する。 ・我が国でWSISテーマ別会合を開催する。 ・事前の3カ国及び省内関係部局との十分な調整、定期的に会合の開催、事後の協力実施のフォローアップを着実に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際電気通信連合電気通信標準化研究委員会等(2件)の、我が国での開催のための準備を行い、国際標準の作成に大きく貢献した。 ・17年5月、ユビキタスネット社会をテーマとしたテーマ別会合を開催し、78カ国から代表が参加して活発な意見交換を行い、ユビキタスネット社会実現に関する議長報告を採択した。 ・情報通信分野における日中韓3カ国の協力・連携の強化・推進を図るため、三ヶ国の合意に基づき、各種ワーキンググループ及びフォーラムを開催。各国の政策・情報通信市場の動向などについての情報・意見交換を行うと共に、研究開発及び標準化、専門家交流、共同プロジェクトの実施、政策面の協力推進等に関する三ヶ国の一層の協力強化について合意。
43	国際経済紛争対策に要する経費	国際経済紛争やWTO提訴が発生した場合に、我が国の主張を反映させるべく、適切に対処する。	国際経済紛争やWTO提訴を防止するため、各国の状況を調査し、二国間定期協議・政策対話を実施し、事前に法的観点から論点整理等をする。	スウェーデン(5月)、フィンランド(6月)、米国(6月)、カナダ(10月)、EU(10月)、オーストラリア(10月)、フランス(2月)との間で、「競争政策」、「電波政策」、「ICT政策」等両国の関心事項について意見交換を行い、緊密な関係を維持発展させていくことにつき合意した。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
44	国際会議等の準備並びに附帯経費	<ul style="list-style-type: none"> ・APEC電気通信・情報産業大臣会合に向けて論点整理に寄与し、アジア太平洋地域各国の電気通信事情に即した課題等を盛り込んだ宣言を作成 ・世界電気通信開発会議(WTDC-06)に対して十分な準備を行い、積極的な寄与を行うことにより、日本提案等を本会議に反映させ、我が国の国際貢献の拡大及び長期的な国益を確保・維持 ・世界情報社会サミット(W SIS)第2フェーズにおいて策定された基本宣言及び行動計画のフォローアップ及びその実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・APEC電気通信・情報産業大臣会合に向けて論点整理に寄与し、アジア太平洋地域各国の電気通信事情に即した課題等を盛り込んだ宣言の作成等に貢献 ・WTDC-06への出席及び議論への貢献 ・WSISへの参加並びに同会議での議論への貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年6月にペルーで開催されたAPEC第6回電気通信・情報産業担当大臣会合に総務大臣政務官等が参加し、我が方からアジア太平洋情報通信社会(APIS)に関するビジョン策定の重要性を強調し、同会合で採択された閣僚宣言等にその内容が盛り込まれた。 ・18年3月、WTDC-06(カタール・ドーハ)に参加。わが国がこれまで積極的に貢献してきたルーラル通信及び遠隔医療が次期研究課題として引き続き承認された他、標準化の格差是正に関する決議の提案を行い、採択された。 ・17年11月、WSISチュニス会合に参加。我が国が開催したユビキタスネット社会に関するテーマ別会合の結果がWSISの最終文書に盛り込まれるとともに、ワークショップや最先端のICT技術等に関する展示を行うなど、積極的な貢献を行った。
45	アジア・太平洋電気通信共同体拠出金	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の推進による国際的デジタル・ディバイドの解消及び開発途上国における我が国の国際貢献 ・アジア太平洋地域における深刻なデジタル・ディバイドを解消するために、ルーラルエリアにおけるテレセンター等のパイロットプロジェクトを推進するための支援を行い、ICT活用の機会の創出、増加に貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ・APT加盟国の電気通信担当者を日本に招へいし、国内において研修を実施、あるいは、APT加盟国においてワークショップ等を開催し、我が国のICT政策及び技術について発表することを通じて、国際的デジタル・ディバイドの解消を目指す。 ・日本とAPT加盟国のICT研究者がブロードバンドやセキュリティ、モバイル等、高度なICT関連技術の研究を行うことを通じて、我が国の技術的ノウハウを途上国積極的に移転し、もって国際的デジタル・ディバイドの解消を目指す。 ・ルーラルエリアにおけるテレセンター等のパイロットプロジェクト実施に当たり、我が国のシステムやアイデアを積極的に移転し、より効果的なプロジェクトとして推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・APT加盟国から100名を超える情報通信の研修生を我が国に招へいし、研修コースを実施するとともに、海外において3回のワークショップを実施し、我が国のICT政策や技術について発表を行い、国際的デジタル・ディバイドの解消に貢献した。 ・モバイル通信、無線技術、遠隔医療等に関する高度なICT関連技術に関する、日本とAPT加盟国の共同研究プロジェクト8件の実施を支援することにより、そのノウハウを移転し、国際的デジタル・ディバイドの解消に貢献した。 ・我が国のアイデアを積極的に活用したルーラルエリアにおけるテレセンター等を設置するプロジェクト3件の実施を支援することによって、デジタル・ディバイド解消に貢献した。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
46	国際電気通信連合等拠出金	<ul style="list-style-type: none"> ・ITUにおいて各国から大量の調整要請が提出されたために生じている衛星通信網の調整登録手続処理の積滞(バックログ)解消 ・ITUにおける規制・政策関連活動の強化を通じて関連課題の各国間の共通理解を深め、グローバル規模での電気通信の発展に貢献 ・ITUにおけるWSISの準備の円滑な実施、及び21世紀に適した情報社会の構築へ向けた我が国の貢献拡大 ・国際的デジタル・ディバイドの解消及び開発途上国における我が国の国際貢献 ・WGIGでの議論に我が国の意見を反映させ、インターネットの健全な発展のための国際的フレームワークの構築に貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星通信網の調整登録手続処理の円滑化を図るための対策に対して任意拠出を行う。 ・規制・政策面の国際調整に関するプロジェクトに対する支援を実施するため、ITUに拠出を行う。 ・WSIS第2フェーズの円滑な準備、成功等のため、ITUに任意拠出を行う。 ・我が国のICT政策及び技術等を積極的に発言すること等を通じて、ESCAP加盟各国のICT政策策定及びプロジェクトの推進に貢献し、また、WSISの基本宣言のフォローアップ実施を支援することを通じて、国際的デジタル・ディバイドの解消を目指す。 ・資金面及び政策面からWGIGの活動に積極的に貢献する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の任意拠出による支援により、衛星通信網の調整登録手続処理が改善され、積滞解消に向けて大きく貢献した。 ・ITUは、17年度においてはユビキタスネット社会、次世代ネットワーク(NGN)、サイバーセキュリティ等のテーマに関するワークショップを開催し、活発な意見交換を通じて各国の規制・政策課題についての共通理解が深められた。 ・WSIS第2フェーズは円滑に準備が進められ、17年11月のチュニス会合には176カ国以上から約2万人が参加した。我が国も積極的に審議に参加し、最終文書に我が国の主張が盛り込まれた他、情報社会の構築に向けた合意がなされるなど、大きく貢献した。 ・VoIP等の我が国ICT政策を積極的に途上国に発信するとともに、WSISのフォローアップ会合実施支援を行い、国際的デジタル・ディバイドの解消に貢献した。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
47	海外における情報通信に関する現状調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の通信・放送に関する情報を収集・分析し、データの蓄積、必要な更新を行うことにより、我が国の当該分野における政策立案及び国際協力、国際貢献に大いに資する体制を整備 ・電気通信分野の現状を踏まえた貿易協定等への適切な対応 ・電子商取引における国際ルール策定における我が国の貢献及び発言力の強化 ・欧米主要国の電気通信機器の基準認証制度の調査を行い、国際的な基準認証制度と調和のとれた我が国の電気通信機器の基準認証制度の在り方についての検討に反映 ・規制改革対話における適切な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の情報通信分野に関する最新の情報を新聞記事及びインターネット等から入手し、省内向けに配信すると共に、これまでの情報を共有データベースに順次入力し、様々な検索項目で入手したい情報を検索できるシステムを配備し、施策を検討する。 ・各国の電気通信分野における現状の分析及び貿易協定等の締結等に向けた課題の調査・分析を行う。 ・電子商取引における国際ルール策定過程における課題の調査・分析を行う。 ・欧米主要国の電気通信機器の基準認証制度において、どのような認証手続・事後措置等が整備されているかを調査することによって欧米主要国の電気通信機器の基準認証制度を把握する。 ・欧米主要国の電気通信関連法令の和文化及び法令集を調製する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の最新情報を海外拠点等も活用して入手し、「最新情報」として省内向けに毎日配信するとともに、各国の制度、基本法令、政策動向等の情報についても、収集整備した上で、常に現行化し、総務省内の共有データベースに入力し、検索可能とした。これらは、総務省内の各種研究会等で有効活用され、施策の検討に資するものとなっている。 ・平成17年12月にマレーシアとのEPA(経済連携協定)署名を行ったほか、タイ、インドネシア等ASEAN諸国を中心にEPA締結に向けた交渉を実施した。また、今後の我が国の多国間・二国間交渉において、重要な位置を占めてくると考えられるカナダ、オーストラリア、スイス、インド、チリについての通信関連規制の実態等について調査研究を実施した。 ・電子商取引における消費者保護の課題とデジタルコンテンツの著作権問題についての国際的な議論の動向に関する調査報告書を作成した。 ・本調査結果を踏まえ、欧米主要国の電気通信機器の基準認証制度の把握に努め、国際的な基準認証制度と調和のとれた我が国の電気通信機器の基準認証制度の在り方について検討を行っている。 ・日米及び日EU間で規制改革対話を行い、「米国アンバンドル義務改訂」、「連邦通信法上のサービス区分に係る事業者の予見可能性の確保」、「UWB機器の技術基準」、「クォータ制に係る規制の緩和」等について議論を行った。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
48	国際協調の推進	<p>・世界各国を対象に、我が国に対する正当な理解に基づく良好な世論形成、相互理解を促進させる。</p> <p>・我が国の最先端技術の研究成果等の積極的な情報発信を行うことで、我が国の情報通信技術の更なる普及に資する。</p> <p>・国際的デジタル・ディバイドの解消及びアジアにおけるブロードバンド環境の普及</p> <p>・開発途上国のICT政策担当者、技術者・研究者を招へいし、国際協力・強調のための意見交換、共同研究を実施することにより、政策・制度、技術に係るノウハウの提供、途上国の自立的な研究開発推進体制の整備・確立を促進し、国際的デジタル・ディバイドの解消を図る。</p>	<p>・従来から行ってきた活動(英文法令集の発行、海外報道機関に対する定例記者会見、インターネットによる広報活動、英文ニュースレターの配信等)を行う。</p> <p>・我が国の最先端技術の研究成果等の情報発信を促す。</p> <p>・ウェブサイト構築し、①先進的なIT政策等に関する情報提供、②途上国のIT政策担当者等から自国のIT政策・規制等の策定・実行に関する問い合わせ等を受け付け、あらかじめ登録された我が国の専門家による助言を行うなど、途上国の情報通信ネットワークの高度化に資する制度・政策の策定に必要な知見について自由な情報・意見の交換を実施する。</p> <p>・途上国の情報通信の発展動向を踏まえたテーマの選定等について十分な事前協議を行い、結果のフォローアップを継続的に実施する。</p>	<p>・英文法令集の発行(冊子及び総務省ホームページに掲載)、定例記者会見、英文ニュースレターの配信、インターネットによる広報活動等を実施。これらの情報発信活動を通じて、世界各国の我が国に対する良好な世論形成、相互理解の促進に貢献した。</p> <p>・ITU世界テレコム2006の会場に事前調査団を派遣する等して情報収集を行い、多くの日本企業の出展を促し、我が国の最先端技術の研究成果等の情報発信の促進に貢献した。</p> <p>・ウェブサイトを通じて、日本の先進的なIT政策等の情報提供を行うとともに、途上国IT政策担当者等からの問い合わせを受け意見交換を行うことにより、国際的デジタル・ディバイドの解消及びアジアにおけるブロードバンド環境の普及に貢献した。</p> <p>・ベトナム及びインドネシアのICT政策担当者、技術者・研究者を招へいし、国際協力・強調のための意見交換、共同研究を実施し、政策・制度、技術に係るノウハウの提供、途上国の自立的な研究開発推進体制の整備・確立を促進し、国際的デジタル・ディバイドの解消に貢献した。</p>
49	経済協力開発機構(OECD)への拠出	OECD/ICCPによる情報通信分野の重要政策課題(プライバシー、セキュリティ等)への円滑な取組みに向けた、我が国の貢献及び発言力の強化	OECD/ICCPによる情報通信分野の重要政策課題への取組みが適切な成果を得られるべく、OECDに対して任意拠出を行う。	OECD/ICCPに職員を一名派遣。我が国の情報通信関連施策について積極的に情報提供し、各種報告書の作成に貢献した。
50	衛星国際調整事務に必要な経費	衛星通信網の軌道位置・周波数等に係る我が国の権益確保	国際電気通信連合(ITU)に調整資料を提出する。	平成17年度は、32件の調整資料提出について、ITUへの支払いを実施。これらは全てITUから公表される予定。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
51	受信障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル放送の受信障害についての迅速な原因究明の調査や対策のための適切な指導・助言を可能とする体制整備 ・デジタル放送の受信障害発生が複雑な場合等における原因究明の迅速化 	地上デジタル放送受信障害防止対策用測定装置の活用、専門調査会社に調査を請け負わせるなど申告に迅速に対応することにより、地上デジタル放送の良好な受信環境の整備を図る。	17年度放送受信障害申告件数は7388件(対前年比約67%増)あり、その内容も放送のデジタル化により複雑化しているが、適切かつ効率的な処理がなされていることから本施策は十分な成果があげられていると考えられる。今後、地上デジタル放送地域の拡大に伴い、デジタル放送の受信障害も増加することが予測されることから、良好な受信環境の整備を図るために、本施策を継続することが必要と考えられる。
52	総合的なワンストップサービス整備事業	<p>電子政府の総合窓口(e-Gov)を通じて、複数の手続をまとめて行えるようにすることで、国民等利用者の利便性の一層の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・e-Gov全体へのアクセス件数3,000万件(2006年度) ・オンライン申請件数前年度比2割増加(2006年度) ・一括申請のモデルケースとして会社設立の申請所要時間を個別申請との比較で40%削減(2006年度)(2005年度の総合試験における状況を踏まえ、目標を再設定) 	電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用し、24時間365日いつでも、必要な案内情報の入手から複数の手続をまとめて行えるワンストップサービスについて、設計からシステム構築、試験までを着実に行う。	平成17年度の達成目標であるシステム構築、試験の完了。
53	インターネット利用申請・届出システムの開発整備経費	行政手続のインターネットによる申請・届出が行える環境を国民に提供する。	インターネット利用申請・届出システムの365日24時間運用	・定期保守に要する時間を除き、年間を通じていつでも国民がインターネットを利用して申請・届出を行うことができる環境を提供した。
54	情報システム高度化経費	総務省における業務・システム最適化計画策定に係る評価及び支援、情報セキュリティ対策の推進	平成15年12月に設置したCIO補佐官2名を引き続き維持するとともに、各CIO補佐官についてそれぞれ外部専門家による支援チームを設置し、専門的立場からの調査、分析及び助言等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・最適化業務については、平成17年度において7件の府省共通業務・システム及び3件の個別府省業務・システムの最適化計画策定に当たり、CIO補佐官から評価・助言を行った。 ・情報セキュリティ業務については、当省が保有する情報システムの監査及び監査結果に基づく改善提案を行った。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
55	人事関係事務情報システム化の推進	各府省等が個別に整備している人事・給与等の各業務システムを統一し、一元的に開発・提供を行うことで、政府内における類似ITへの重複投資を是正し、人事・給与等の各業務のIT化の予算効率を高めることを目的として、平成16年度末までに人事・給与関係業務情報システムの主要な部分の整備を完了し、平成17年度以降に順次各府省等への導入を開始、平成19年度末までに全府省に導入する。	制度改正等により必要となるシステムへの機能追加及び既存機能の改修並びに導入・運用支援及び障害等への対応業務を人事院と連携協力しつつ一元的に行う。	・障害対応と併せて、制度改正に伴う改修、各府省からの意見・要望に対応するための改修等を実施。 ・各府省への導入・運用支援を実施（平成17年度末までに2府省で導入。うち1府省は機器導入のみ）。
56	研修・啓発に係る業務・システムの最適化計画策定	電子政府構築計画において目標とされた、「予算効率の高い簡素な政府」を実現するための課題として示された ・業務処理過程の重複等の徹底した排除 ・各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用 ・業務・システムの一元化・集中化 ・定型業務等の外部委託の推進等を実現し、費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素化・合理化を図ることを目的として、平成17年度末までのできる限り早期に業務・システムの最適化計画を策定する。	現状の業務体系を見直し、問題点を洗い出すなどして、業務の効率化を図った将来体系を作成し、その最適化による効果算定を行い経費及び業務処理時間の効果を数値により明らかにする。	研修・啓発業務の効率化・合理化、オンライン研修・啓発の利用・拡大、研修・啓発の更なる充実と質の向上等を目標とした業務・システム最適化計画を策定し、平成18年3月に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定した。
57	業務・システムの最適化の推進	・独立性・中立性を有する外部専門家を登用し、業務・システムの最適化の取組に係る府省横断的な推進体制の充実・強化を図り、業務・システムの最適化計画等の策定を強力かつ的確に進める。 ・外部専門家の技術的な支援・助言を踏まえ、業務・システムの最適化に係る統一的な指針に沿った計画の策定と同計画の着実な実施	各府省が実施する業務・システムの最適化計画等の策定及び同計画に基づく業務・システムの最適化の実施に係る指導、助言	・外部専門家の支援・助言を受け、各府省と調整の上、平成17年度末までに76分野の業務・システムについて最適化計画を策定済み。（※1分野の業務・システムについては最適化計画を策定しないことがCIO連絡会議で決定） ・外部専門家の支援・助言を受け、業務・システム最適化のPDCAサイクルについて定めた「業務・システム最適化指針」を平成18年3月31日にCIO連絡会議において決定。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
58	「苦情・相談対応業務」に係る最適化計画策定のための業務	各府省の苦情・相談対応業務において ・利用者本位の行政サービスの実現 ・予算効率の高い簡素な政府の実現を図る。	「苦情・相談対応業務」について策定した最適化計画の着実な実現	「質の高い行政サービスの提供」と「事務処理の効率化・合理化」を目指した苦情・相談対応業務の業務・システム最適化計画を策定。
59	統計調査等業務に係る最適化計画策定	・各府省で整備する情報システムの集約による政府全体としてのシステム投資・システム運用業務を効率化・費用低減 ・業務の処理方法の見直し、外部委託等による業務の簡素化・合理化 ・調査対象者にとっての利便性の高い、秘密の保護に留意した申告方法の提供 ・統計調査の制度向上 ・行政機関内の情報共有及び国民等への情報提供の充実	策定した最適化計画の着実な実行	「統計調査等業務の業務・システム見直し方針」(平成17年4月8日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定)を踏まえ、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を策定。
60	電子契約システムの構築のためのシステム設計	民間側の契約担当者の契約所要時間を従来の全て手作業で行っている場合と比較して40%削減する。	電子契約システムを構築し、運用することにより、契約の電子化を実現する。	システム運用開始(平成20年度中予定)前であるため、現時点での達成状況の評価が行えないもの。
61	電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質の評価尺度に係る調査研究	電子政府に係る情報システムを構成するOSについて、そのセキュリティ品質に係る評価尺度を確立することで、電子政府・電子自治体の安全性、信頼性の向上に資する。	OSのセキュリティ品質に係る評価尺度の確立に向けた調査研究を実施し、評価項目群とそれらの評価尺度について検討すると共に、当該評価尺度の妥当性を検証し、検証結果をフィードバックすることにより、評価尺度の精緻化を図る。	電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質評価方法の確立に向け、評価項目の抽出及び検証環境の構築を行った。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
62	電子自治体構築の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体における情報システムを活用した業務効率の改善 ・ITの利活用による国民の利便性の向上 ・情報通信技術の活用による地方公共団体における個人情報保護対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方を通じた業務連携システムの構築 ・EAの活用による電子自治体のモデル事業の実施 ・個人情報保護技術の開発と実証 ・ITを活用した住民に対する情報提供の在り方や住民参画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体を通じた業務効率の改善を図るため、業務連携システムの構築のための開発実証を実施。 ・EA活用による参照モデルを開発するとともに、その成果を活用して、各団体が組織の業務改革に向けた取組を独自に実施できるよう、「自治体EA～業務・システム刷新化の手引き」を作成。 ・アクセス管理やログ分析、シンクライアントなど、個人情報保護の強化に有効な11の技術的・システムの対策について、地方公共団体の現場の条件に即した形で実証実験等を行い、その有効性や適用性などの情報を地方公共団体へ提供することにより、個人情報保護対策の強化を促進。 ・住民参画の実証実験を行うほか、「住民参画システム利用の手引き」を作成、周知することにより、住民サービス向上に向けた取組を推進。
63	住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ対策の推進	住民基本台帳ネットワークシステムについて、引き続き安定的な運用を図る。	47都道府県において市区町村の担当職員への研修、本人確認情報の提供を行う国の行政機関等の職員への研修、調査委員会の運営	平成14年8月第1次稼働から4年を経過するが、これまで大きなトラブルもなく、安定的に稼働中である。
64	住民基本台帳カードの利活用の推進	住民基本台帳カードの具体的な利活用を図る市区町村数の増加	調査・研究成果を研修会や報告書の配付を通じて地方団体に周知を行うなど必要な施策を講じる。	21団体の増加

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
65	次世代公的個人認証サービスの展開に向けた研究・開発	・公的個人認証サービスの普及	<p>・新活用方策開発・実証事業(H17事業)</p> <p>現在、インターネットによる行政機関等への申請・届出等手続に利用されている電子証明書につき、住民が手軽に入手可能、厳格な本人確認が可能、無人での利用が可能といった特徴を活かした新たな活用方策に関し、地方公共団体等からの提案公募によりモデルシステムを開発・実証する。</p> <p>・利便性・信頼性等向上方策研究事業(H17～H19事業)</p> <p>将来的なシステム更新を含めたシステムにおける利便性・信頼性等を向上させる方策を研究する。初年度の平成17年度においては、課題の抽出及び採るべき方策の検討など研究に着手する。</p>	<p>・公的個人認証サービスの電子証明書発行枚数は約13万4千枚(平成18年3月時点)。平成17年度中で約5万4千枚増)</p> <p>・公的個人認証に対応した汎用受付システムの整備増(平成17年8月:35都府県、15都府県内の市町村→平成18年4月:47都道府県、28都道府県内の市町村)</p> <p>・電子ロッカーへの活用など公的個人認証サービスの新たな活用方策について実証実験を実施したほか、同サービスの利便性・信頼性向上のために採り得る方策について取りまとめた。</p>
66	電子入札・開札システム運用等経費	電子入札・開札システムによる応札件数の増加を図る。	ホームページ等により電子入札・開札システムで応札するよう促す。	前年度と比較し、電子入札を利用した応札件数が増加した。今後も引き続き応札業者への普及と利用推進を図っているところ。
67	総務省ホームページの充実・強化費	国民を対象とし、総務省の諸活動を国民に説明する責任を全うする。	主な情報の更新等を知らせる表示をトップページに掲載して利用者が新しい情報にアクセスしやすくするなど工夫している。	主に高齢者や視覚障害者に配慮した行政情報の提供を充実させるため、音声読み上げ、文字拡大サービスを実施したところであり、引き続き次年度においてもコンテンツの改修を推進するところである。なお、インターネットによる情報提供容量は対前年度に比べ増加している。
68	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム等の改善・維持・運営	オンラインによる届出環境の実現、収支報告書・使途等報告書の電子的提供	都道府県とのシステム連携、政党及び政治団体に対するPR、システムに係るセキュリティ対策	<p>【オンラインによる届出環境の実現】</p> <p>平成18年2月に福岡県の汎用受付システムと連携し、オンラインによる届出・収支報告書の受付を開始した。</p> <p>【収支報告書・使途等報告書の電子的提供】</p> <p>平成16年分の収支報告書及び使途等報告書について、総務省のHPにて公開している。</p>

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
69	市町村合併の推進	自主的な市町村合併の実現	広報啓発事業の実施、国庫補助金の交付	市町村合併により、平成18年度3月末までに、全国の市町村は1821に再編され、平成11年3月末と比較して、582件の合併により、1411市町村が減少した（合併新法下における合併1件を含む）。これにより、基礎自治体である市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の強化が図られている。
70	過疎地域集落等整備事業	地域の若者や都市部からのUIターン者等の定住促進	定住促進団地の整備に国庫補助金交付	定住団地については、各市町村の「過疎地域自立促進計画」に基づいて着実に整備が進められている。
71	地域間交流施設整備事業	過疎地域と都市部との交流促進	地域間交流施設に国庫補助金交付	施設の整備により、交流人口が拡大するなどの事業の成果があがっている。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
72	地域防災力の強化	地域防災力を強化し、火災・災害等による被害の軽減を図る。 (※火災・災害等による被害の軽減については、社会環境の変化や天災等に左右される部分が多いことに留意)	消防団や自主防災組織等の地域活動の推進、緊急消防援助隊の拡充や防災拠点となる公共施設等の耐震改修の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員数を確保するための新たな方策として、機能別団員・分団制度、休団制度の導入等を行った。また、全消防団員の約7割が被雇用者であることを踏まえ、「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」を設置し、事業所が消防団活動に協力しやすい環境及び組織体制などの検討を行い、消防団の充実強化の推進を行った。なお、消防団員数は、平成17年4月1日現在908,043人(対前年度比11,062人減)となっている。 ・自主防災組織の組織率は毎年向上(平成17年度は約64.5%。阪神・淡路大震災以降20.7ポイントの大幅増)し、着実に成果が上がっている。 ・自主防災組織等が防災・防犯活動に対応するための地域拠点等を創出する地域安心安全ステーション整備モデル事業を実施するとともに、防災用資機材の整備を推進するなど、自主防災組織の育成強化を進めた。 ・災害時要援護者の避難支援プラン策定モデル事業を実施し、避難支援プランを作成しようとしている市町村の実態を把握・整理し、全国の地方公共団体に情報提供を行った。 ・緊急消防援助隊については、平成17年4月1日現在2,963隊(36,000人規模)が登録され、当初目標をほぼ達成。さらに東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、平成18年2月に計画を改訂し、平成20年度までの登録目標を4,000隊規模に増強すること

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
				<p>し、平成18年4月1日現在では3,397隊(39,000人規模)が登録されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる公共施設等の耐震化について、耐震診断、改修工事の効果的な実施手法や事例を紹介する「防災拠点の耐震化促進資料」を作成し、全ての地方公共団体に情報提供を行うなど、地方公共団体の取組を支援した。なお、公共施設等の耐震化率は、平成15年度末51.3%であったものが、平成17年度末では56.4%と上昇している。 ・大規模災害時に的確に災害情報等を把握するとともに、消防庁職員を迅速に被災地に派遣するため、消防庁独自にヘリコプターを導入した。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
73	火災予防対策の強化	火災予防対策を強化し、火災・災害等による被害の軽減を図る。 (※火災・災害等による被害の軽減については、社会環境の変化や天災等に左右される部分が多いことに留意)	消防法等にかかる違反是正指導の推進や危険物施設における事故防止対策の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模雑居ビルの消防法令違反率は、平成13年10月末には約92%であったのが、その後の法令改正に伴う事項を除くと平成17年12月末現在で約28%と大きく低減している。一方、法令改正に伴う新たな違反要因を含めると、違反率は約51%となることから、引き続き違反是正の推進が必要である。 ・危険物施設における事故防止対策として、危険物事故防止アクションプランによる官民一体となった継続的な事故防止の推進を図るとともに、事故防止及び事故時の被害低減のために必要な情報を関係者間で共有するためのブロック会議を実施した。なお、危険物施設における火災・漏えい事故件数は、580件(前年比26件増)と引き続き増加傾向にある。 ・平成16年に策定した放火火災防止対策戦略プランを活用した取組を推進するとともに、その継続的な改善を図りながら有効的な放火防止対策を推進した。なお、放火火災件数は前年比1,743件減の12,263件(概数)となっており、一定の改善傾向が見られる。 ・住宅用火災警報器等の設置および維持を義務付ける消防法令等の改正にあわせた市町村における制度整備の要請を行い、ほぼ100%の市町村において条例が改正された。また、広報資料としてのポスターや地域ケーブルテレビ等で活用できるCMを作成し、全国の消防本部への提供等を行った。
74	消防防災施設等整備費(消防防災施設整備費補助金)	地域防災力を強化し、火災・災害等による被害の軽減を図る。 (※火災・災害等による被害の軽減については、社会環境の変化や天災等に左右される部分が多いことに留意)	消防団や自主防災組織等の地域活動の推進、緊急消防援助隊の拡充や防災拠点となる公共施設等の耐震改修の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性貯水槽や高機能消防指令センター総合整備事業に係る消防防災施設の整備促進を図った。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
75	消防防災施設等整備費(緊急消防援助隊関係)	地域防災力を強化し、火災・災害等による被害の軽減を図る。 (※火災・災害等による被害の軽減については、社会環境の変化や天災等に左右される部分が多いことに留意)	消防団や自主防災組織等の地域活動の推進、緊急消防援助隊の拡充や防災拠点となる公共施設等の耐震改修の促進等	・緊急消防援助隊に係る経費に対する補助により、高度探査装置(シリウス)等の高度救助資機材、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、救助消防ヘリコプターの設備等の整備を進め、大規模災害等に対処する緊急消防援助隊の活動体制の確保を図った。なお、緊急消防援助隊の充実強化については、平成17年4月1日現在2,963隊(36,000人規模)が登録され、当初目標をほぼ達成。さらに東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定を踏まえ、平成18年2月に計画を改訂し、平成20年度までの登録目標を4,000隊規模に増強することとし、平成18年4月1日現在では3,397隊(39,000人規模)が登録されている。
76	地方公共団体における対応力の強化	地方公共団体における対応力を強化し、国民保護体制の整備を図る。	地方公共団体における国民保護計画の作成支援や補助金等による防災行政無線の整備促進等	・地方公共団体における国民保護計画の作成について、平成17年度中に全ての都道府県において国民保護計画が作成された。また、市町村においても、平成18年4月1日現在、既に1,391市町村において国民保護協議会条例が制定されており、平成18年度中の作成を目途に着実に準備が進んでいる。 ・都道府県における国民保護計画の作成を支援するためブロック会議を開催し、都道府県国民保護モデル計画の内容説明や意見交換を行った。また、市町村における国民保護計画の作成を支援するため、平成18年1月に市町村国民保護モデル計画を作成した。 ・有事の際の消防庁としての対応を検証するとともに、国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練(図上訓練1回、実動訓練1回)を実施した。・同報系の市町村防災行政無線の整備率は、平成17年度末現在74.6%(対前年比4.5ポイント増)と着実に増加している。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成状況
77	救急業務の充実・高度化	救急業務を充実・高度化し、救命率の向上を図る。 (※救命率の向上については、搬送にいたるまでの処置状況、症状等に応じて救命率が大きく異なってくることに留意)	救急救命士数の増加や高規格救急自動車の配備、応急手当講習の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・救急隊に配備されている救急救命士の数は、平成17年4月1日現在14,996人、救急救命士が配備された救急隊の割合は78.2%(対前年比5.2ポイント増)となっている。 ・高規格救急自動車の整備台数は、平成17年4月1日現在3,859台(前年比222台増)で、救急自動車に占める割合は68.4%(対前年比3.9ポイント増)となっている。 ・救急救命士制度の定着により、平成16年に搬送された心肺停止傷病者の56.7%に特定行為が実施され、救急救命士の処置による救命率も平成16年には6.7%と毎年向上している。 ・現場における住民による応急手当の実施について、平成16年には112万人が救命講習を受講し、また、平成16年の心肺停止傷病者への応急手当の実施率は33.5%(前年比2.7ポイント増)となるなど、その取組に一定の成果が見られる。
78	「やや長周期地震動」に係る危険物施設の技術基準に対応した合理的設計手法の開発	浮き屋根の標準的な設計手法の開発により、改修が円滑に推進され、地震時における危険物施設の災害を低減することにより、安全で安心できる国民生活に寄与する。	浮き屋根等危険物施設の動的挙動解析で活動するモデル入力地震動の整理、浮き屋根等に対する動的挙動シミュレーション、実規模施設による検証、シミュレーションと検証に基づく合理的な設計手法の検討。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁に当該施策を実施するために検討会を設け、左記成果目標を達成するための手段を講じて検討した結果、既存の浮き屋根に対する合理的設計手法の開発(具体的な補強方法)について提案したところ。
79	独立行政法人消防研究運営費交付金	独立行政法人通則法第十二条に基づく総務省独立行政法人評価委員会において、「独立行政法人消防研究所が達成すべき業務運営に関する目標」及び「独立行政法人消防研究所が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画」に示した内容について評価を実施する。	中期目標、中期計画に基づいて行われた業務等は総務省独立行政法人評価委員会の委員から評価を受け、中期目標の達成状況により法人に対して運営方法の改善等の通知等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省独立行政法人評価委員会に対して評価内容が提出。